

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 無額面株式の印紙税非課税措置

Q : 商法の改正で株式の無額面化が定められたことに伴い、印紙税の非課税措置が手当てされたようですが、内容を教えてください。

A : 旧額面株を無効化して新たに無額面株を発行する場合には、新たに発行される株券については印紙税を非課税とする措置です。

【解説】

株券には、額面株式と無額面株式の2種類があります。株券に金額表示があるものを額面株式といいます。額面金額は発行会社によって違いがあります。これは会社の設立されたときの商法の規定が異なるため、戦前に設立された会社は50円か20円、昭和25年の商法改正から56年の商法改正までに設立の会社は500円、それ以降に設立された会社は50,000円と変わってきました。その後、発行会社の額面金額の変更により5,000円の会社も存在します。一方、株数だけで金額表示のないものを無額面株式といいます。

ところで、10月1日から施行された「商法等の一部を改正する等の法律」では、額面株式は廃止となり、無額面株式に統一されました。これにより、旧額面株を無効化して新たに無額面株を発行することができることとされています。

株券は印紙税法上の課税文書に該当し、1枚当たり200円から20,000円の範囲で課税されることになっていますが、上記の場合、新たに発行される株券については、所轄税務署長への届出により印紙税を非課税とする措置が手当てされています。

